

# 資源とごみの 分け方・出し方

資源・可燃ごみ・不燃ごみは  
収集日の朝8時まで  
集積所に出してください。

大田区資源循環  
イメージキャラクター  
「しげんまもるくん」



集積所で回収・収集するもの（原則として家庭から出されるものに限ります。）

<b>資源</b>	①新聞・折込チラシ ②雑誌・雑がみ ③紙パック ④ダンボール ⑤びん ⑥かん ⑦食品トレイ ⑧ペットボトル ⑨発泡スチロール	週1回	2頁
<b>可燃ごみ</b>	プラスチック・ビニール類、皮革・ゴム製品、 生ごみ、再生できない紙類、衣類、植木の枝など	週2回	3頁
<b>不燃ごみ</b>	金属・陶磁器類、ガラス製品、蛍光灯、乾電池など <b>収集回数は「月2回」です</b>	月2回	
●可燃ごみ・不燃ごみの容器 ●集積所			
資源・ごみ収集曜日、清掃事務所管轄一覧			4・5頁

集積所以外で回収・収集するもの（家庭から出されるものに限ります。）

<b>粗大ごみ</b>	大田区粗大ごみ受付センター <b>☎ 5465-5300</b>	電話・インターネットで事前申込 <a href="http://sodai.tokyokankyo.or.jp/">http://sodai.tokyokankyo.or.jp/</a>	6頁
<b>集団回収</b>	地域のグループによる自主的な資源回収活動		

区では収集できないもの

・エアコン、テレビ、冷蔵(冷凍)庫、洗濯機、衣類乾燥機	・パソコン	7頁
・小型家電リサイクル	・不法投棄連絡先	7頁
・事業系の資源とごみの出し方	・事業系有料ごみ処理券の種類と購入方法	8頁
・問合せ先		8頁

# 資源 9品目 週1回 曜日

分け方・出し方：  
9品目に分けて、朝8時までに出してください。

**朝8時までに出してください。**

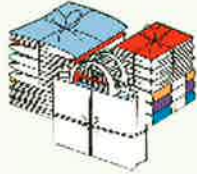
品目によって処理施設や処理方法が違うため、回収時間と回収車両が異なります。朝8時までに出していない資源物は、回収できない場合があります。

## ①新聞とチラシ



折込チラシも一緒に回収

## ②雑誌と雑がみ(本・パンフレットも可)



### 雑がみ

包装紙 トイレトペーパーの芯  
紙箱 ラップの芯  
便せん 紙袋 など

※雑がみは紙袋に入れて出すこともできます。

## ③紙パック



すずいで切り開く

## ④段ボール



伝票・粘着テープ金具ははずす

### 資源として回収できない紙類

### 可燃ごみです

写真・アルバム、カーボン紙(宅配便の複写伝票など)、感熱紙(レシート・ファックス紙) 汚れや匂いの付いた紙(宅配ピザや洗剤の箱、線香や石鹸の包み紙、ちり紙、紙おむつ) 圧着はがき(ペリペリとはがれる親展はがき)、窓付き封筒、セロハンテープや粘着物の付いた紙、紙コップ・紙皿、ヨーグルトや生クリームの容器、銀紙の付いた紙パック

各品目ごとに分けて、ひもで束ねてください。粘着テープは使わないでください。

## ⑤飲食用びん



フタは、はずして可燃ごみ又は不燃ごみへ

## ⑥飲食用かん



菓子や海苔の缶も回収フタも一緒に資源へ

## ⑦食品トレイ



つまようじがささる発泡スチロール製の皿状のもの

## ⑧ペットボトル



キャップとラベルははずして可燃ごみへ

水で軽くすすぎ、それぞれに分けて中身が見える袋に入れてください。

### 資源として回収できないもの

### 可燃ごみです

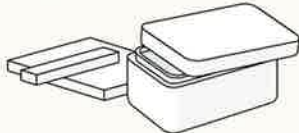
油などで汚れた食品トレイやペットボトル・弁当・惣菜の容器、シャンプーや洗剤のボトル、納豆・カップめんの容器

### 資源として回収できないもの

### 不燃ごみです

油などで汚れたびんや缶、割れたびん、ガラス、飲食用以外のびんや缶、蛍光灯、乾電池、金属類

## ⑨発泡スチロール



家電製品の緩衝材、食材が入っていた保冷箱など

### 資源品目の拡大

～平成27年10月から、新たに「発泡スチロール」が加わりました！～  
《集積所に出す際の注意点》

- ・汚れがひどいものは、「可燃ごみ」にお出しく下さい。
- ・包装用テープやラベル・伝票などは、外してください。
- ・品目ごとに回収車両が異なるため、資源は9品目をそれぞれ分けてお出しく下さい。

## 廃食用油

毎週水曜日【祝日、年末年始(12月29日～1月3日)を除く】午前11時～午後3時に区内18か所で回収します。ペットボトルに入れて、しっかりキャップを閉めてお持ちください。



## 資源

### スプレー缶・カセットボンベ

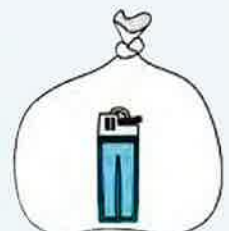
使いきって  
中身の見える別袋に入れて  
「資源」の日



## 不燃ごみ

### 使い捨てライター

使いきって  
中身の見える別袋に入れて  
「不燃ごみ」の日



# 可燃ごみ 週2回 曜日

## プラスチック・ビニール類



(アルミ箔の付いた紙やプラスチック)

## 少量の植木の枝・葉 (50cm程度に切断し ひもで束ねる)



ラップ・レジ袋・  
納豆容器も対象です

## ゴム製品



## 衣類



## 生ごみ(水きりをする)



## 貝がら



## 皮革製品

## 再生できない紙



## 紙おむつ

(汚物は取り除き  
袋の口は密閉する)

## 廃食用油

(紙や布にしみ込ませ  
るか凝固剤で固める)



### お願い・注意

- ・生ごみは、水を切って出してください。また、新聞紙やチラシ等で包んで出すことで、カラス対策にもなります。
- ・プラスチック・ビニール類、皮革・ゴム製品も可燃ごみです。
- ・竹串などの鋭利なものは紙などに包んで出してください。

# 不燃ごみ 月2回 曜日

## ガラス・陶磁器・金属類

油などで汚れた缶、化粧品のびん  
ガラス製品や陶磁器

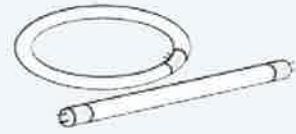


(中身は使いきってから出す)

## 金属類

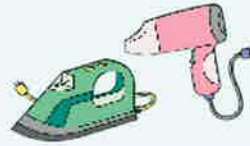


## 電球・蛍光灯



(ケースに入れて出す)

## 小型の家電製品(30cm以下)



## 乾電池



## 使い捨てカイロ



※ボタン電池・充電式電池は  
販売店に相談してください

### お願い・注意

- ・ガラス、針、刃物などの鋭利なものは、丈夫な容器や紙などに包んで「危険」と表示してください。
- ・携帯電話やデジタルカメラなど小型家電10品目は、区施設でボックス回収もしています。(詳細はP7参照)

## 可燃ごみ・不燃ごみの容器

「ふたつき容器」

「透明または半透明の袋」



## ●集積所●

決められた日にごみを出す場所です。

区内には、約26,000か所の集積所があります。集積所の清掃や防鳥ネットなどの維持管理は、地域の方々において自主的に行っていただいています。

集積所の設置は、清掃車両が通行できる公道上に面し、収集が安全に行える場所でなければなりません。集積所の新設・移動・分散を行う場合は、事前に清掃事務所へご相談ください。



決められた集積所以外にごみを出すことはできません。

# 資源・ごみ収集曜日、清掃事務所管轄一覧

集積所の所在地		資源	可燃	不燃	管轄事務所			
い	池上	1丁目・2丁目・4丁目	土	月・木	第2・4金	大森		
		3丁目・5丁目(1~22番・25番・26番)	水	月・木	第1・3火			
		6丁目・7丁目(1~23番・25番・26番・29番)						
		8丁目(1~19番)						
	石川町	5丁目(23番・24番・27番・28番)	金	水・土	第2・4木	蒲田		
		7丁目(24番・27番・28番・30番・31番) 8丁目(20~27番)			第1・3木			
う	鵜の木	1丁目	木	火・金	第1・3土	調布		
		2丁目・3丁目			第2・4土			
お	大森北	1丁目・4丁目・5丁目	木	火・金	第2・4水	大森		
		2丁目・3丁目・6丁目			第1・3水			
	大森中	全域(1丁目・2丁目・3丁目)	金	水・土	第2・4木			
	大森西	1丁目・2丁目	火	水・土	第2・4月			
		3丁目・4丁目・5丁目・6丁目			第1・3月			
		7丁目(1~6番・7番(6~19号))						
	大森東	7丁目(7番(1~5号・20~28号)・8番・9番)	木	火・金	第1・3水	蒲田		
		1丁目・2丁目	金	水・土	第2・4木	大森		
	3丁目・4丁目・5丁目	第1・3木						
	大森本町	1丁目(1~8番)	木	火・金	第1・3水			
		1丁目(9~11番)			火		第2・4月	
		2丁目(1~24番・25番(1~9号・20~30号) 26番・27番(1~4号)・31~33番)						
	大森南	2丁目(25番(10~19号) 27番(5~7号)・28~30番)	金	水・土	第2・4木			
		1丁目(5~11番・12番(8~16号) 17番(7~17号)・18番(7~14号))			第1・3木			
2丁目・3丁目・4丁目・5丁目								
か	蒲田	1丁目・2丁目・3丁目	木	火・金	第1・3水	蒲田		
		4丁目・5丁目			第2・4水			
	蒲田本町	全域(1丁目・2丁目)			土	月・木	第2・4金	調布
	上池台	1丁目・4丁目					第1・3火	
		2丁目・3丁目					第2・4火	
	5丁目	水						
き	北糞谷	全域(1丁目・2丁目)	土	月・木	第1・3金	蒲田		
	北千束	全域(1丁目・2丁目・3丁目)	土	月・木	第1・3金	調布		
	北馬込	全域(1丁目・2丁目)	月	火・金	第1・3土	大森		
	北嶺町	全域	金	水・土	第1・3木	調布		
く	久が原	1丁目	金	水・土	第2・4木			
		2丁目	火	水・土	第1・3月			
		3丁目・4丁目・5丁目・6丁目			第2・4月			
さ	山王	1丁目	月	火・金	第1・3土	大森		
		2丁目			第2・4土			
		3丁目・4丁目			第2・4水			
し	下丸子	全域(1丁目・2丁目・3丁目・4丁目)	火	水・土	第1・3月	蒲田		
	新蒲田	全域(1丁目・2丁目・3丁目)	金		第1・3木			
た	多摩川	全域(1丁目・2丁目)	火	水・土	第2・4月	蒲田		

※収集日は、集積所の看板で必ず確認してください(お住まいの住所と集積所の所在地が異なる場合があります)。

集積所の所在地		資源	可燃	不燃	管轄事務所		
ち	千鳥	1丁目(1~19番)	火	水・土	第2・4月	調布	
		1丁目(20~26番) 2丁目(1~26番・28~35番・37番)	木	火・金	第2・4土		
		2丁目(27番・36番・38番~41番)・3丁目	火	水・土	第1・3月	蒲田	
	中央	1丁目	月	火・金	第2・4土	大森	
		2丁目	水		第2・4月		
		3丁目・7丁目・8丁目		土	第2・4火		
		4丁目・5丁目・6丁目	月・木		第2・4金		
て	田園調布	1丁目	木	火・金	第2・4水	調布	
		2丁目・3丁目・4丁目・5丁目			第1・3水		
	田園調布本町	全域	月	第1・3土			
田園調布南	全域						
な	仲池上	全域(1丁目・2丁目)	火	水・土	第1・3月	大森	
	中馬込	全域(1丁目・2丁目・3丁目)	土	月・木	第1・3金		
	仲六郷	1丁目	木	火・金	第2・4水		
2丁目・3丁目・4丁目		月	第2・4土				
に	西蒲田	1丁目・2丁目・3丁目・4丁目・5丁目・6丁目・7丁目	金	水・土	第2・4木	蒲田	
		8丁目	金		第1・3木		
	西糀谷	全域(1丁目・2丁目・3丁目・4丁目)	水	月・木	第2・4火	大森	
	西馬込	全域(1丁目・2丁目)	土	月・木	第1・3金		
	西嶺町	全域	月	火・金	第1・3土		調布
は	萩中	1丁目	木	火・金	第2・4水	大森	
		2丁目・3丁目・4丁目			月		第2・4土
	東六郷	全域(1丁目・2丁目・3丁目)	月	火・金	第1・3土		蒲田
ひ	東蒲田	1丁目	木	火・金	第1・3水	大森	
		2丁目			第1・3金		
	東糀谷	全域(1丁目・2丁目・3丁目・4丁目・5丁目・6丁目)	土	月・木	第1・3土	調布	
	東馬込	全域(1丁目・2丁目)	月	火・金	第1・3木		
	東嶺町	全域	金	水・土	第2・4火	大森	
	東矢口	1丁目(1~4番・8番・9番(1~7号・19~21号)・10番(8~13号))	水	月・木	第1・3火		
		1丁目(5~7番・9番(8~17号)・10番(1~7号)・11~18番)			金	水・土	第1・3木
	東雪谷	1丁目・4丁目	水	月・木	第1・3火	調布	
		2丁目・3丁目・5丁目			第2・4火		
	東六郷	全域(1丁目・2丁目・3丁目)	月	火・金	第1・3土	蒲田	
へ	平和島	全域(1丁目・2丁目・3丁目・4丁目・5丁目・6丁目)	金	水・土	第2・4木	大森	
ほ	本羽田	全域(1丁目・2丁目・3丁目)	土	月・木	第2・4金	蒲田	
み	南蒲田	全域(1丁目・2丁目・3丁目)	水	月・木	第1・3火	調布	
	南久が原	全域(1丁目・2丁目)	火	水・土	第2・4木		
	南千束	1丁目・2丁目	土	月・木	第2・4金		
		3丁目			第1・3金		
	南馬込	1丁目・2丁目・3丁目	月	火・金	第2・4土	大森	
		4丁目・6丁目			土		第2・4金
		5丁目					第1・3金
南雪谷	全域(1丁目・2丁目・3丁目・4丁目・5丁目)	金	水・土	第1・3木	調布		
南六郷	全域(1丁目・2丁目・3丁目)	月	火・金	第1・3土	蒲田		
や	矢口	全域(1丁目・2丁目・3丁目)	火	水・土	第2・4月	調布	
ゆ	雪谷大塚町	全域	木	火・金	第2・4水	調布	

申込先：大田区粗大ごみ受付センター

☎ 5465-5300

受付時間：8時～19時 (12/29～1/3及び年数回の保守点検日を除く)



- 家庭から出る家具、寝具、電気製品などで一辺の長さがおおむね30cmを超えるものが対象です。
- エアコン、テレビ、冷蔵(冷凍)庫、洗濯機・衣類乾燥機、パソコンは、申し込むことができません。
- 電話又はインターネットで申し込んでください(日本語による案内です)。
- 月曜日～土曜日に自宅前に収集に伺います。
- 収集日や手数料は、申込みの際にご案内します。
- 大田区の有料粗大ごみシールをスーパーマーケットやコンビニエンスストアで購入してください。
- 有料粗大ごみシールに収集日・名前又は受付番号を書いてください。
- 収集日の朝8時までに予約の際に決めた場所に出してください。
- 自分で日曜日に持ち込む制度もあります(電話での申し込みのみです)。

### 有料粗大ごみ処理券



A券 1枚200円

B券 1枚300円

○有料粗大ごみ処理券の払戻しは、スーパーマーケット、コンビニエンスストアなどでは原則としてできません。

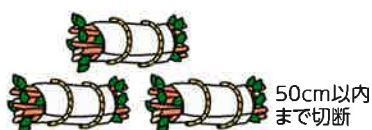
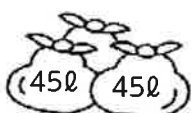


有料粗大ごみシールを貼ってください。

### 一度に多量のごみ(臨時ごみ)を出す場合

集積所に一度に排出できる量は、45ℓのごみ袋で3袋までです(植木の束は3束までです)。

一度に4袋または4束以上のごみ、植木の枝葉を出す場合は有料となります。事前に管轄の清掃事務所にご相談ください。

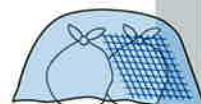


### 動物の死体

犬、猫などの死体は25kg未満の場合に限り、有料で引き取ります(1頭：2,600円)。  
管轄の清掃事務所にお申し込みください。

### 防鳥ネットの貸し出し

カラス被害の防止のため、防鳥ネットを貸し出しています。詳しくは、管轄の清掃事務所へお問い合わせください。



### 集団回収

家庭から出る資源を10世帯以上の地域のリサイクル活動グループが回収し、登録業者に引き渡す制度です  
対象資源：①古紙 ②飲料用リターナブルびん ③かん ④古布

回収量に応じて、区から報奨金が支給されます。  
詳細は、管轄の清掃事務所にお問い合わせください。



### 区では収集できないもの

有害性のあるもの、引火性のあるもの、危険なもの、著しく悪臭を発するもの

石油類(ガソリン・軽油・灯油・シンナー・エンジンオイル・塗料など)、ガスボンベ(プロパンガス、酸素など)、特別管理一般廃棄物(PCB部品・感染性廃棄物など)、花火・マッチ・バッテリー、毒物及び劇物、その他有害性のあるもの など

その他、区では収集できないもの

土、砂、石、灰、コンクリートブロック、レンガ、ピアノ、耐火金庫、タイヤ、オートバイ、自動車、その他液状のもの など

※消火器の処分は、(株)消火器リサイクル推進センター(☎5829-6773)へご相談ください。

メーカーや販売店にご相談ください。

メーカーや販売店が不明なときは、清掃事務所や環境清掃管理課にお問い合わせください。

エアコン・テレビ・冷蔵(冷凍)庫・洗濯機・衣類乾燥機 (区では回収できません)

引取依頼先	収集運搬料金	リサイクル料金の目安	
① 製品を購入した販売店、 または買換えをする販売店	販売店により 異なります	エアコン	1,404円～
② 販売店引取りではなく 収集を依頼する場合 家電リサイクル受付センター ☎5296-7200 (月～土 8時～17時)	基本料金が 2,600～4,000円 程度です	テレビ 小(15型以下)	1,836円～
		テレビ 大(16型以上)	2,916円～
		冷蔵・冷凍庫 小(170リットル以下)	3,672円～
		冷蔵・冷凍庫 大(171リットル以上)	4,644円～
③ 自分で持ち込む場合 (下記に問い合わせください)	無料	洗濯機・衣類乾燥機	2,484円～
		注意/品目やメーカーなどによって料金が異なります。	

必ず事前に電話で連絡してください。・事前に郵便局でリサイクル料金の振込み(振込手数料が別途必要)を行い、「払込受付証明書を貼付したリサイクル券」を持参してください。なお、土曜日は家電リサイクル料金の振込業務は行われていません。

区の指定取引場所	住所	電話	営業時間
日本通運(株)東京引越支店 大田区取扱所	本羽田3-20-20	3742-7411	月～土(祝日除く) 9時～12時、13時～17時
岡山県貨物運送(株)京浜支店	平和島2-1-1 (京浜トラックターミナル10号棟)	3762-8261	月～土(祝日は不定休) 9時～12時、13時～17時

- ・法律でメーカーなどにリサイクルが義務付けられています。
- ・(財)家電製品協会 家電リサイクル券センターのホームページにおいてメーカー別のリサイクル料金などをご覧ください。  
<http://www.rkc.aeha.or.jp/>

ご家庭で不用になったパソコンは、資源として再利用されています (区では回収できません)

**パソコンメーカーが回収**し、再資源化します。  
**回収の申し込み**は、廃棄するパソコンのメーカーの受付窓口まで。  
(ホームページからの申し込みもできます)



対象機器：  
デスクトップパソコン本体  
ノートブックパソコン  
CRTディスプレイ  
CRTディスプレイ一体型パソコン  
液晶ディスプレイ  
液晶ディスプレイ一体型パソコン

回収するメーカーがないパソコン(自作パソコン、倒産や事業撤退したメーカーのパソコンなど)は「パソコン3R推進協会」が有償で回収・再資源化します。

**PC3R** 一般社団法人  
パソコン3R推進協会  
<http://www.pc3r.jp/>  
TEL 03-5282-7685 FAX 03-3233-6091

回収品目 (10品目)

携帯電話	携帯音楽プレーヤー	携帯ゲーム機器	デジタルカメラ	ポータブルビデオカメラ
ポータブルカーナビ	電子辞書	卓上計算機	ACアダプター	USBメモリ

回収ボックス設置場所 (26箇所)

- ・大田区役所(1階ロビー・8階環境清掃管理課)
  - ・清掃事務所(事業所)…… 大森、調布、蒲田、多摩川
  - ・特別出張所(区内18箇所)
  - ・JR駅付近駐輪場…… 入新井、蒲田駅東口、蒲田駅西口
- ※庁舎内に設置された回収ボックスについては、庁舎が閉まっている時間に限りません。

ご注意いただきたいこと

- ・回収ボックスの投入口30cm×15cmに入るものが対象になります。
- ・個人情報削除してください。
- ・電池は取り外してください。

道路上の不法投棄

国 道	東京国道事務所	☎3799-6315
都 道	東京都第二建設事務所	☎3774-8185
区 道	大森まちなみ維持課	☎5764-0629
	調布まちなみ維持課	☎3726-4300
	蒲田まちなみ維持課	☎5713-2006
	糀谷・羽田まちなみ維持課	☎3741-3168
集積所	管轄の各清掃事務所	

私有地の不法投棄

マンション、アパート、駐車場などの私有地内に投棄されたごみは、区では収集できません。管理者が自ら処理することとなります。

事業者には法律で自ら排出したごみを自分で処理する責任が定められています。

**事業系の資源やごみは、原則「民間収集業者」に委託してください。**

- 許可業者に収集運搬処分を委託する方法と、自ら処理施設に持ち込む方法とがあります。詳細は、下記【問合せ先】までご連絡ください。
- 事業系の資源とごみを排出するときは、何を出すのか、量はどの位か、誰が運ぶのか、どこで、誰が、どう処分するのかを確認してください。

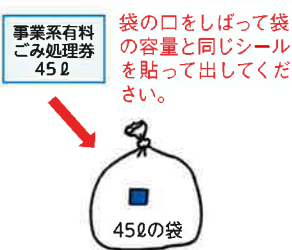
- 区の業務は、家庭から排出された資源とごみを対象としています。家庭ごみの収集に支障のない範囲であれば、有料で事業系の資源とごみを収集することもできます。
- 事業系の資源とごみを区の収集に出す場合は、有料となります。大田区発行の事業系有料ごみ処理券を購入し、必ず店名や会社名を記入のうえ、資源やごみに貼って出してください。
- 粉状のものや油のついたものなど区で収集できないものもあります。
- 事業系の粗大ごみなどは、区では回収できません。
- 事業系の資源を集団回収に出すことはできません。

**資源（発泡スチロールが加わりました）**



新聞・雑誌・紙パック・段ボール  
— 4種類に分けてひもで縛る —

- 新聞（4つ折、A4サイズ）、雑誌などは高さ10cmにつき、10ℓシール1枚を貼って出してください。
- 段ボール2枚につき10ℓシール1枚を貼って出してください。※段ボールは、みか箱の大きさを基準にしてください。



びん・かん・食品トレイ  
ペットボトル・発泡スチロール

- 飲食用のものに限ります。
- 資源は品目別に中身が、見える袋に入れてください。

**可燃ごみ**

**不燃ごみ**

容器で出す場合



事業系有料ごみ処理券 45ℓ

- 中のごみ量に見合うシールを貼って出してください。

袋で出す場合



事業系有料ごみ処理券 45ℓ

- 袋の口をしぼって袋の容量と同じシールを貼って出してください。

- 大田区発行の事業系有料ごみ処理券をご使用ください。他区発行のものは使用できません。
- 事業系有料ごみ処理券は「大田区ごみ処理券取扱所」の標識のある店舗、スーパーマーケット、コンビニエンスストア、清掃事務所で購入できます。
- 事業系有料ごみ処理券の払戻しは、環境清掃管理課もしくは、各清掃事務所でのみ行います。

**事業系有料ごみ処理券**

券の種類	セット料金／セット枚数
小・10ℓ券	690円／10枚セット
中・20ℓ券	1,380円／10枚セット
大・45ℓ券	3,100円／10枚セット
特大・70ℓ券(軽量ごみ専用)	2,415円／5枚セット

- 平成25年10月1日から事業系の資源とごみの手数料は改定されています。
- 改定前の大田区のシールをお持ちの方は、環境清掃管理課が清掃事務所で差額を支払い交換してください（交換は1枚からできます）。



● 問合せ先 ●

- ◆ 環境清掃管理課 蒲田5-13-14 ☎ 5744-1628
- ◆ ホームページアドレス <http://www.city.ota.tokyo.jp/>

- ◆ 大森清掃事務所 中央2-3-6 ☎ 3774-3811
- ◆ 調布清掃事務所 田園調布本町32-12 ☎ 3721-7216
- ◆ 蒲田清掃事務所 蒲田5-44-12 ☎ 3732-5545